

渡嘉敷村事業者等支援金 受付要項

■趣旨

この要項は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業や時短営業、外出自粛等により、経済的な影響を受けた村内事業者に対して予算の範囲内において支援金を交付することに関し、必要な事項を定める。

■対象要件

- ①令和3年4月1日時点で、渡嘉敷村内に事業所があり、営業の実態がある法人、個人事業者。
- ②支援金申請日又は交付決定日において、倒産又は廃業していない事業者。また、今後とも事業を継続する意思のある事業者。
- ③独自の「新しい生活様式」に対応した感染予防等に関するガイドラインを策定し、それを遵守している事業者。
- ④村税または公共料金等の未納、滞納がないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ⑥事業収入（売上）減少率が20%以上の事業者。
※令和3年4月から令和3年9月の間で、令和元年または令和2年の同じ月と比較し事業収入（売上）が20%以上減少している月がひとつでもあること。

■支援金の額

渡嘉敷村事業者等支援金 = 基準支援金 + 加算措置

- ・基準支援金：1業者あたり10万円
- ・加算措置：従業員数×5万円
（従業員とは、令和3年9月末までに雇用された雇用保険被保険者）
- ・1事業者につき申請1回限りとします。

■申請期間および申請方法

申請期間：令和3年12月15日から令和4年2月14日

申請方法：郵送又は持参

・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
渡嘉敷村役場 観光産業課（事業者等支援金 受付窓口）宛

・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 Tel 987-2333

事業者等支援金 受付窓口

受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30（土・日、祝日は除く）

■提出書類

☆提出に必要な申請書等は、**村役場 観光産業課 窓口でお受け取り**になるか、**渡嘉敷村ホームページからダウンロード**して下さい。

- (1) 渡嘉敷村事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 渡嘉敷村事業者等支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 事業収入（売上）減少率 算定基準（A）基準支援金について
- (4) 従業員一覧表 算定基準（B）加算措置について

(5) 令和3年4月から令和3年9月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響によりいずれか1か月の事業収入（売上）が、前年または前々年の同じ月の事業収入（売上）と比較して20%以上減少していること分かる帳簿等。または、月次支援金の決定（給付）等が確認できる書類の写し。

確認書類

- ・対象月の確認書類は、令和3年4月~9月の事業収入（売上）が分かる売上台帳等の写し
- ・基準月の確認書類は、前年又は前々年の申告関係書類（月別の事業収入（売上）が確認できる書類）

(6) 従業員の雇用保険被保険者番号が確認できる資料の写し。

(7) 確定申告書（令和2年分）の写し ※1

(8) 営業の実態がわかる書類（法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど） ※1 ※2

(9) 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートなど） ※1 ※2

(10) 振込先口座の通帳の写し（通帳の口座番号、氏名が確認できる箇所） ※1 ※2

※1 令和3年度渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金の申請を行った事業者は、記載の内容に変更が無い場合に限り、上記(7),(8),(9),(10)の書類提出は不要とする。

※2 令和 2 年度渡嘉敷村「新しい生活様式」に対応した感染予防等協力金の申請を行った事業者は、記載内容に変更等が無い場合に限り、上記 (8),(9),(10)の書類提出は不要とする。

※3 提出前に、必要書類の確認をお願い致します。

■通知、交付の決定等

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知（交付決定通知書）を、本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知（不交付決定通知書）を送付します。

■その他

村長が必要と判断した場合、添付書類の追加をお願いすることがあります。本支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者は本支援金を返還いただきます。